

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 2024年 10月 1日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社Y S ナーシング
代表者名	代表取締役社長 長堀 真己
所在地	横浜市中区長者町4-9-1
電話番号／FAX番号	045-250-5665／045-250-5661
ホームページアドレス	https://www.yuyuassist.co.jp/
資本金（基本財産）	資本金5,000万円
主な出資者（出捐者）とその金額又は比率 ※1	(株)YSGホールディングス（100%）
設立年月日	平成19年3月1日
直近の事業収支決算額※2	(収益) 773百万円 (費用) 700百万円 (損益) 73百万円
会計監査人との契約	無・ <del>有</del> (公認会計士・税理士 高野 伊久男)
他の主な事業	介護事業

※1 出資（出捐）額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資（出捐）額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	ゆうゆうassistナーシングホーム北久里浜	
施設の類型及び表示事項	類型	① 介護付（一般型・外部サービス利用型） 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 ④ 自立・要支援・要介護
	介護保険	① 横須賀市指定介護保険特定施設 (番号、指定年月日 令和6年10月1日) 介護専用型・ <del>混合</del> 型・混合型（外部サービス利用型）・地域密着型・介護予防・介護予防（外部サービス利用型） 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	① 全室個室（夫婦等居室含む） 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	2.0： 1 以上
	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可( ) 2 提携ホーム移行型( )
開設年月日	令和6年10月1日	
施設の管理者氏名	久保 拓也	
所在地	横須賀市根岸町3-2-14	
電話番号／FAX番号	046-838-5778 / 046-838-5779	
交通の便	京急本線 北久里浜駅下車 徒歩2分	
ホームページアドレス	http://www.yuyuassist.co.jp/kitakurihama/	

敷地概要	権利形態 所有 ・ 借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約 ・ 定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 2024年10月1日～2044年9月30日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 無 ・ 有 敷地面積 721.22㎡																																																	
建物概要	権利形態 所有 ・ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約 ・ 定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 2024年10月1日～2044年9月30日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無 ・ 有 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建(耐火) 準耐火 ・ その他) 延床面積 1895.14㎡ (うち有料老人ホーム1895.14㎡) 建築年月日 平成19年2月28日建築 改築年月日 年 月 日改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム ・ その他( )																																																	
居室、一時介護室の概要	居室総数 40室 定員 40人 (一時介護室を除く) (内訳) <table border="1" data-bbox="587 824 1369 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>居室定員</th> <th>室数</th> <th colspan="2">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居室</td> <td>個室</td> <td>40室</td> <td>18.2㎡～</td> <td>18.2㎡</td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一時介護室</td> <td>個室</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table>				居室定員	室数	面積		居室	個室	40室	18.2㎡～	18.2㎡	うち2人定員	室	㎡～	㎡	2人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡	人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡	一時介護室	個室	室	㎡～	㎡	2人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡	人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡												
	居室定員	室数	面積																																															
居室	個室	40室	18.2㎡～	18.2㎡																																														
	うち2人定員	室	㎡～	㎡																																														
	2人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡																																														
	人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡																																														
一時介護室	個室	室	㎡～	㎡																																														
	2人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡																																														
	人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡																																														
共用施設・設備の概要 (設置箇所、面積、設備の整備状況等)	<table border="1" data-bbox="561 1220 1394 2107"> <tr> <td>食堂</td> <td></td> <td>設置階 1・2・3・4階 (1階75.86㎡、2・3・4階18.40㎡) ※1階食堂は機能訓練室と共用</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>一般浴槽</td> <td>設置階 2階 ( 12.09㎡)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴室</td> <td>リフト浴</td> <td>設置階 3・4階 ( 12.09㎡)</td> </tr> <tr> <td>ストレッチャー浴</td> <td>設置階 1階 ( 33.48㎡)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td></td> <td>設置箇所 各居室、各浴室 1・4階に共用</td> </tr> <tr> <td>洗面設備</td> <td></td> <td>設置箇所 各居室、各浴室 1・4階に共用</td> </tr> <tr> <td>医務室(健康管理室)</td> <td></td> <td>設置階 1階 ( 18.20㎡)</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td></td> <td>設置階 1階 ( 13.60㎡)</td> </tr> <tr> <td>面談室</td> <td></td> <td>設置階 1階 ( 13.60㎡)</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td></td> <td>設置階 1階</td> </tr> <tr> <td>洗濯室</td> <td></td> <td>設置階 1・2・3・4階( 2.26㎡)</td> </tr> <tr> <td>汚物処理室</td> <td></td> <td>設置階 1・2・3・4階( 4.04㎡)</td> </tr> <tr> <td>看護・介護職員室</td> <td></td> <td>設置階 2・3・4階</td> </tr> <tr> <td>機能訓練室</td> <td></td> <td>設置階 1階 ( 75.86㎡) 他の共用施設との兼用 無 ・ 有 (1F食堂)</td> </tr> <tr> <td>健康・生きがい施設</td> <td></td> <td>設置階 ( ㎡)</td> </tr> <tr> <td>エレベーター</td> <td></td> <td>1基(うちストレッチャー搬入可 1基)</td> </tr> </table>			食堂		設置階 1・2・3・4階 (1階75.86㎡、2・3・4階18.40㎡) ※1階食堂は機能訓練室と共用	浴室	一般浴槽	設置階 2階 ( 12.09㎡)	浴室	リフト浴	設置階 3・4階 ( 12.09㎡)	ストレッチャー浴	設置階 1階 ( 33.48㎡)	便所		設置箇所 各居室、各浴室 1・4階に共用	洗面設備		設置箇所 各居室、各浴室 1・4階に共用	医務室(健康管理室)		設置階 1階 ( 18.20㎡)	談話室		設置階 1階 ( 13.60㎡)	面談室		設置階 1階 ( 13.60㎡)	事務室		設置階 1階	洗濯室		設置階 1・2・3・4階( 2.26㎡)	汚物処理室		設置階 1・2・3・4階( 4.04㎡)	看護・介護職員室		設置階 2・3・4階	機能訓練室		設置階 1階 ( 75.86㎡) 他の共用施設との兼用 無 ・ 有 (1F食堂)	健康・生きがい施設		設置階 ( ㎡)	エレベーター		1基(うちストレッチャー搬入可 1基)
食堂		設置階 1・2・3・4階 (1階75.86㎡、2・3・4階18.40㎡) ※1階食堂は機能訓練室と共用																																																
浴室	一般浴槽	設置階 2階 ( 12.09㎡)																																																
浴室	リフト浴	設置階 3・4階 ( 12.09㎡)																																																
	ストレッチャー浴	設置階 1階 ( 33.48㎡)																																																
便所		設置箇所 各居室、各浴室 1・4階に共用																																																
洗面設備		設置箇所 各居室、各浴室 1・4階に共用																																																
医務室(健康管理室)		設置階 1階 ( 18.20㎡)																																																
談話室		設置階 1階 ( 13.60㎡)																																																
面談室		設置階 1階 ( 13.60㎡)																																																
事務室		設置階 1階																																																
洗濯室		設置階 1・2・3・4階( 2.26㎡)																																																
汚物処理室		設置階 1・2・3・4階( 4.04㎡)																																																
看護・介護職員室		設置階 2・3・4階																																																
機能訓練室		設置階 1階 ( 75.86㎡) 他の共用施設との兼用 無 ・ 有 (1F食堂)																																																
健康・生きがい施設		設置階 ( ㎡)																																																
エレベーター		1基(うちストレッチャー搬入可 1基)																																																

	スプリンクラー	設置箇所 全館（各居室・設備、廊下）
	居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員（1.53m～1.53m）
消防用設備等	消火器	無・ <input checked="" type="radio"/>
	自動火災報知設備	無・ <input checked="" type="radio"/>
	火災通報設備	無・ <input checked="" type="radio"/>
	スプリンクラー	無・ <input checked="" type="radio"/>
	防火管理者	無・ <input checked="" type="radio"/>
	防災計画（水害、土砂災害を含む。）	無・ <input checked="" type="radio"/>
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 種類：緊急コール 設置箇所：各居室・居室トイレ及び共用トイレ・浴室 安否確認の方法・頻度等 介護状態に応じ1～4時間毎に巡回。	
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要	—	
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	—	

### 3 利用料

#### (1) 利用料の支払い方式

支払い方式		前払い方式	月払い方式	選択 <input checked="" type="radio"/> 方式
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		① 減額なし ② 日割り計算で減額 ③ 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額		
利用料金の改定	条件	神奈川県に係わる消費者物価指数及び人件費・物価の変動等に基づく。		
	手続き方法	運営懇談会の意見を聞いて決定します。		

(2) 前払い方式 (自立の方は、ご利用いただけません。)

費用の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金は、契約時一括払い。</li> <li>・前払い金は、各年齢の前払い金償却期間に応じて均等分割払い。</li> <li>・月額使用料は、翌月分を口座振替。</li> <li>・介護保険自己負担分及びその他のサービス費用は前月分を口座振替</li> </ul>
敷金	☎・有 (                      円、家賃相当額の                      か月分)
前払金 (介護費用の前払金を除く。)	法第29条第6項に規定される前払金                      330万円～1,030万円
想定居住期間又は償却期間	入居時の年齢により、簡易生命表等により算出。 3年(36か月)～6年(72か月)
算定の基礎(内訳)	建設費、固定資産税、修繕費等を基礎とし、想定居住期間等を勘案して算出。
解約時の返還金 (算定方法等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居日から3月以内の解約の場合 前払金 - 1か月分の家賃等の額 ÷ 30 × 解約日までの日数</li> <li>・入居日から3月経過後の解約の場合 (前払金-想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する金額) × [償却期間(月数) - 入居月数] ÷ 償却期間(月数) * 月の途中の場合は、1月を30日として日割計算する。</li> <li>・返還金は、居室明け渡し日の翌日から起算して、60日以内に返還致します。</li> </ul>
返還の対象とならない額の有無	無・☎ 入居日から3カ月経過日に想定居住期間を超えてを契約が継続する場合に備えて受領する金額(114万円～382万円)を一括償却します
初期償却の開始日	入居日の翌日から前払い金の償却期間が起算されます。
介護費用の前払金	円 ~                      円
算定の基礎(内訳)	
解約時の返還金(算定方法等)	
返還の対象とならない額の有無	無・有 (                      円)
初期償却の開始日	
月額利用料	245,700円 ~ 315,700円
年齢に応じた金額設定	無・☎
要介護状態に応じた金額設定	☎・有

	月額利用料	内 訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
料金プラン	プランA 245,700	82,500	—	79,200	—	40,000	44,000
	プランB 265,700	82,500	—	79,200	—	60,000	44,000
	プランC 285,700	82,500	—	79,200	—	80,000	44,000
	プランD 305,700	82,500	—	79,200	—	100,000	44,000
	プランA 4F 255,700	82,500	—	79,200	—	50,000	44,000
	プランB 4F 275,700	82,500	—	79,200	—	70,000	44,000
	プランC 4F 295,700	82,500	—	79,200	—	90,000	44,000
	プランD 4F 315,700	82,500	—	79,200	—	110,000	44,000
	算定根拠	管理費	共用施設等の維持管理費、事務・管理部門の人件費				
介護費用		—					
食費		1か月を30日と想定し 10:00の水分・朝食・昼食・おやつ・夕食を提供。					
光熱水費		別途請求。					
家賃相当額		居室の維持管理費。					
	その他	<p>上乗せ介護料月額44,000円（人員比率を2.0：1以上に引き上げ）            人員を基準以上配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付及び利用者負担による収入でカバーできない額に充当させていただきます。            （介護保険に係る利用料を除く）            入居時自立の方の場合は、要支援・要介護認定取得までの間は、月額88,000円（消費税込み）を生活支援費として頂きます。月の途中の場合は、1ヶ月を30日とする日割りで計算します。</p>					
月額利用料に含まれない実費負担等		<p>居室内使用電気代、おむつ代、日用品費、新聞・雑誌等購読費、クリーニング・理美容、個人的な外出の付き添い費用及び交通費、医療機関利用時の医療費自己負担分、年2回の定期健康診断費用、レクリエーションの材料費、週3回目以降の入浴、協力病院以外の通院・入退院等の付添費及び交通費、協力病院以外の薬取り、医師の指導による特別食（治療食・栄養補助食品）の提供。</p>					

特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

	月 額	自己負担額
要介護1	171,380円	1割 17,138円
		2割 34,276円
		3割 51,414円
要介護2	192,565円	1割 19,256円
		2割 38,513円
		3割 57,769円
要介護3	214,699円	1割 21,469円
		2割 42,939円
		3割 64,409円
要介護4	235,252円	1割 23,525円
		2割 47,050円
		3割 70,575円
要介護5	257,070円	1割 25,707円
		2割 51,414円
		3割 77,121円

介護保険に係る利用料  
(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

各種加算の状況

個別機能訓練加算	無・有	
夜間看護体制加算	無・有	
医療機関連携加算	無・有	
看取り介護加算	無・有	
退院・退所時連携加算	無・有	
退去時情報提供加算	無・有	
口腔・栄養 スクリーニング加算	無・有	
科学的介護推進加算	無・有	
認知症専門ケア加算	無・有	(I)
		(II)
サービス提供体制強化加算	無・有	(I) イ
		(I) ロ
		(II)
		(III)
介護職員処遇改善加算	無・有	I
		(II)
		III
		IV
		V
生産性向上推進体制加算	無・有	(I)
		II

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

	月 額	自己負担額
要支援 1	57,864円	1割 5,786円
		2割 11,572円
		3割 17,359円
要支援 2	98,970円	1割 9,897円
		2割 19,794円
		3割 29,691円

各種加算の状況

個別機能訓練加算	無	有
夜間看護体制加算	無	有
医療機関連携加算	無	有
看取り介護加算	無	有
退院・退所時連携加算	無	有
退去時情報提供加算	無	有
口腔・栄養 スクリーニング加算	無	有
科学的介護推進加算	無	有
認知症専門ケア加算	無	有 (I)
		(II)
サービス提供体制強化加算	無	有 (I) イ
		(I) ロ
		(II)
介護職員処遇改善加算	無	有 I
		II
		III
		IV
		V
生産性向上推進体制加算	無	有 I
		II

(3) 月払い方式

費用の支払方法	毎月払い (翌月分を前納)						
敷金	無・ <input checked="" type="radio"/> (1,020,000円、家賃相当額の6か月分)						
月額利用料	375,700円 ~ 419,700円						
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="radio"/> ・有						
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="radio"/> ・有						
料金プラン	月額利用料	内 訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	375,700円	82,500	—	79,200	—	170,000	44,000
	419,700円	82,500	—	79,200	—	170,000	88,000
算定根拠	管理費	共用施設等の維持管理費、事務・管理部門の人件費					
	介護費用	—					
	食費	1か月を30日と想定し 10:00の水分・朝食・昼食・おやつ・夕食を提供。					
	光熱水費	別途請求。					
	家賃相当額	居室の維持管理費。					
	その他	<p>上乗せ介護料 (人員比率を2.0 : 1以上に引き上げ) 人員を基準以上配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付及び利用者負担による収入でカバーできない額に充当させていただきます。</p> <p>(介護保険に係る利用料を除く)</p> <p>入居時自立の方の場合は、要支援・要介護認定取得までの間は、月額88,000円 (消費税込み) を生活支援費として頂きます。月の途中の場合は、1ヶ月を30日とする日割りで計算します。</p>					
月額利用料に含まれない実費負担等	居室内使用電気代、おむつ代、日用品費、新聞・雑誌等購読費、クリーニング・理美容、個人的な外出の付き添い費用及び交通費、医療機関利用時の医療費自己負担分、年2回の定期健康診断費用、レクリエーションの材料費、週3回目以降の入浴、協力病院以外の通院・入退院等の付添費及び交通費、協力病院以外の薬取り、医師の指導による特別食 (治療食・栄養補助食品) の提供。						

特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

	月 額	自己負担額
要介護 1	171,380円	1割 17,138円
		2割 34,276円
		3割 51,414円
要介護 2	192,565円	1割 19,256円
		2割 38,513円
		3割 57,769円
要介護 3	214,699円	1割 21,469円
		2割 42,939円
		3割 64,409円
要介護 4	235,252円	1割 23,525円
		2割 47,050円
		3割 70,575円
要介護 5	257,070円	1割 25,707円
		2割 51,414円
		3割 77,121円

介護保険に係る利用料  
※13

(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

各種加算の状況

個別機能訓練加算		⊖・有
夜間看護体制加算		無・⊕
医療機関連携加算		無・⊕
看取り介護加算		無・⊕
退院・退所時連携加算		無・⊕
退去時情報提供加算		無・⊕
口腔・栄養 スクリーニング加算		無・⊕
科学的介護推進加算		無・⊕
認知症専門ケア加算	⊖・有	(Ⅰ)
		(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算	無・⊕	(Ⅰ)イ
		(Ⅰ)ロ
		(Ⅱ)
		Ⓜ
介護職員処遇改善加算	無・⊕	Ⅰ
		Ⅱ
		Ⅲ
		Ⅳ
		Ⅴ
生産性向上推進体制加算	無・⊕	Ⅰ
		Ⅱ

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)		
	月 額	自己負担額
要支援 1	57,864円	1割 5,786円
		2割 11,572円
		3割 17,359円
要支援 2	98,970円	1割 9,897円
		2割 19,794円
		3割 29,691円

各種加算の状況

個別機能訓練加算	無・有	(無)・有
夜間看護体制加算	無・有	無・(有)
医療機関連携加算	無・有	無・(有)
看取り介護加算	無・有	無・(有)
退院・退所時連携加算	無・有	無・(有)
退去時情報提供加算	無・有	無・(有)
口腔・栄養 スクリーニング加算	無・有	無・(有)
科学的介護推進加算	無・有	無・(有)
認知症専門ケア加算	無・有	(I)
		(II)
サービス提供体制強化加算	無・有	(I) イ
		(I) ロ
		(II)
		(III)
介護職員処遇改善加算	無・有	I
		(II)
		III
		IV
		V
生産性向上推進体制加算	無・有	(I)
		II

(4) 都度契約方式 (自立の方は、ご利用いただけません。)

費用の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前払い金は、契約時一括払い。</li> <li>・前払い金は、契約期間に応じて毎月均等償却。</li> <li>・月額使用料は、翌月分を口座振替。</li> <li>・介護保険自己負担分及びその他のサービス費用は前月分を口座振替</li> <li>・更新時に、更新後の家賃の12ヵ月分・36ヵ月分を前払い金として一括払い</li> </ul>
敷金	(無)・有 ( 円、家賃相当額の か月分)
前払金 (介護費用の前払金を除く。)	法第29条第9項に規定される前払金 192万円～576万円
想定居住期間又は償却期間	1年(12か月)～3年(36か月)
算定の基礎(内訳)	建設費、固定資産税、修繕費等を基礎とし、想定居住期間等を勘案して算出。

解約時の返還金 (算定方法等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居日から3月以内の解約の場合 前払金 - 1か月分の家賃等の額 ÷ 30 × 解約日までの日数</li> <li>入居日から3月経過後の解約の場合 (前払金) × [償却期間 (月数) - 入居月数] ÷ 償却期間 (月数) * 月の途中の場合は、1月を30日として日割計算する。</li> <li>返還金は、居室明け渡し日の翌日から起算して、60日以内に返還致します。</li> </ul>						
返還の対象とならない額の有無	☒ ・ 有						
初期償却の開始日	入居日の翌日から前払い金の償却期間が起算されます。						
介護費用の前払金	円 ~ 円						
算定の基礎 (内訳)							
解約時の返還金 (算定方法等)							
返還の対象とならない額の有無	無 ・ 有 ( 円)						
初期償却の開始日							
月額利用料	205,700円						
年齢に応じた金額設定	無 ・ ☒						
要介護状態に応じた金額設定	☒ ・ 有						
料金プラン	月額利用料	内 訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	プランA 205,700	82,500	—	79,200	—	—	44,000
算定根拠	管理費	共用施設等の維持管理費、事務・管理部門の人件費					
	介護費用	—					
	食費	1か月を30日と想定し 10:00の水分・朝食・昼食・おやつ・夕食を提供。					
	光熱水費	別途請求。					
	家賃相当額	居室の維持管理費。					
その他	<p>上乗せ介護料 (人員比率を2.0 : 1以上に引き上げ) 人員を基準以上配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付及び利用者負担による収入でカバーできない額に充当させていただきます。</p> <p>(介護保険に係る利用料を除く)</p> <p>入居時自立の方の場合は、要支援・要介護認定取得までの間は、月額88,000円 (消費税込み) を生活支援費として頂きます。月の途中の場合は、1ヶ月を30日とする日割りで計算します。</p>						

月額利用料に含まれない実費負担等	居室内使用電気代、おむつ代、日用品費、新聞・雑誌等購読費、クリーニング・理美容、個人的な外出の付き添い費用及び交通費、医療機関利用時の医療費自己負担分、年2回の定期健康診断費用、レクリエーションの材料費、週3回目以降の入浴、協力病院以外の通院・入退院等の付添費及び交通費、協力病院以外の薬取り、医師の指導による特別食（治療食・栄養補助食品）の提供。
------------------	--

特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

	月 額	自己負担額
要介護 1	171,380円	1割 17,138円
		2割 34,276円
		3割 51,414円
要介護 2	192,565円	1割 19,256円
		2割 38,513円
		3割 57,769円
要介護 3	214,699円	1割 21,469円
		2割 42,939円
		3割 64,409円
要介護 4	235,252円	1割 23,525円
		2割 47,050円
		3割 70,575円
要介護 5	257,070円	1割 25,707円
		2割 51,414円
		3割 77,121円

介護保険に係る利用料  
※13

(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

各種加算の状況

個別機能訓練加算		⊖・有
夜間看護体制加算		無・⊕
医療機関連携加算		無・⊕
看取り介護加算		無・⊕
退院・退所時連携加算		無・⊕
退去時情報提供加算		無・⊕
口腔・栄養 スクリーニング加算		無・⊕
科学的介護推進加算		無・⊕
認知症専門ケア加算	⊖・有	(I)
		(II)
サービス提供体制強化加算	無・⊕	(I)イ
		(I)ロ
		(II)
		Ⓜ
介護職員処遇改善加算	無・⊕	I
		Ⓜ
		III
		IV
		V
生産性向上推進体制加算	無・⊕	(I)
		II

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)		
	月 額	自己負担額
要支援 1	57,864円	1割 5,786円
		2割 11,572円
		3割 17,359円
要支援 2	98,970円	1割 9,897円
		2割 19,794円
		3割 29,691円

各種加算の状況

個別機能訓練加算	無	有
夜間看護体制加算	無	有
医療機関連携加算	無	有
看取り介護加算	無	有
退院・退所時連携加算	無	有
退去時情報提供加算	無	有
口腔・栄養 スクリーニング加算	無	有
科学的介護推進加算	無	有
認知症専門ケア加算	無	有 (I)
		(II)
サービス提供体制強化加算	無	有 (I) イ
		(I) ロ
		(II)
介護職員処遇改善加算	無	有 I
		II
		III
		IV
		V
生産性向上推進体制加算	無	有 (I)
		II

(5) 共通事項

改定ルール（勘案する要素及び改定手続等）	神奈川県に係わる消費者物価指数及び人件費・物価の変動等に基づき、運営懇談会の意見を聞いて決定します。
前払い金の返還金の保全措置	申請中 保全措置の内容(公益社団法人全国有料老人ホーム協会の有料老人ホーム入居者生活保証制度に加入。)
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無 ・ 有 有の場合の保険名(居宅介護事業者賠償責任保険 東京海上日動火災株式会社)
消費税の対象外とする利用料等	前払い金・家賃相当額
短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある）	無 ・ 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

#### 4 サービスの内容

##### (1) 全体の方針

運営に関する方針	お客様とご家族の笑顔を大切に 介護する側の笑顔を大切に 健全な運営で、将来にわたる安心をお届けします。
サービスの提供内容に関する特色	認知症対応にユマニチュードを取り入れ スタッフ個々の対応力を強化し誰でも同じ対応が できる体制を整えています。  ※ユマニチュード：フランス発祥の認知症対応方法の一つ
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施      2 委託      3 なし
食事の提供	1 自ら実施      ② 委託      3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施      2 委託      3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施      ② 委託      3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施      2 委託      3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施      2 委託      3 なし

##### (2) 介護サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	共用施設等の維持管理、フロントにおける各種取次ぎサービス、入退院時の手続介助、生活相談。
	食費	1日3食の提供、おやつ、配膳、飲み物。
	その他	上乗せ介護料 生活サポート費
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添	介護サービス等の一覧表による
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	別添	介護サービス等の一覧表及び管理規程による
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容	HITOWAフードサービス株式会社 施設内調理・食品管理	
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設 ゆうゆうassistナーシングホーム北久里浜 相談窓口（久保） 0120-261-131</li> <li>・ 本社 株式会社Y S ナーシング 介護事業部窓口（一柳） 045-662-2611</li> </ul> <p>【第三者機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益社団法人全国有料老人ホーム協会 03-5207-2763</li> <li>・ 横須賀市福祉部 指導監査課 046-822-8162</li> <li>・ 横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ</li> </ul>	

事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	事故対応マニュアルに基づいて、事故・災害及び急病・負傷等発生の場合職員により的確かつ迅速に応急措置に当たります。また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは、救急入院が受けられるよう計らいます。家族対応については、入居者の状態を明確に把握したうえ、管理者（スタッフ）から家族への報告・説明を行います。また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。
事故発生の防止のための指針	無・ <b>有</b>
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	万一事故など発生した場合は、速やかに損害保険等の手配をするなど、解決は向けての誠実な対応を行います。
（公社）全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者保証制度への加入状況	協会への加入 申請中
	入居者保証制度への加入 申請中

## 5 介護を行う場所等

要介護時（認知症を含む）に介護を行う場所	入居している居室で介護します。 ただし、心身の状況により居室移動の場合があります。	
入居後に居室又は施設を住み替える場合	居室から介護居室へ移る場合（判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等）	—
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合（同上）	<u>介護居室から介護居室への住み替え</u> 入居者の状態の変化に伴い、より適切な介護のため必要と判断する場合に、一定の観察期間をおき、医師の意見を踏まえ、本人や身元引受人の同意を得た上で、フロア・居室の変更をさせていただく場合があります。その際、タイプの異なる居室変更に伴う家賃の差額がある場合には精算を致します。（居室の階層が変わる場合があります。） <u>入居者からの住み替え申し込み</u> 現居室の補修費用・除菌清掃費用をお支払いいただきます。
	提携ホームへ住み替える場合（同上）	—

## 6 医療

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	社会福祉法人 日本医療伝道会 総合病院 衣笠病院
	診療科目	内科、精神科 等
	所在地	横須賀市小矢部2-23-1
	距離及び所要時間	約2.2km 10分（車両使用）

	協力内容	夜間緊急入院、定期健康診断
	名称	医療法人社団 愛幸会 久里浜在宅クリニック
	診療科目	内科一般
	所在地	横須賀市久里浜5-9-11
	距離及び所要時間	約2km 15分（車両使用）
	協力内容	健康診断、24時間往診対応
	名称	古屋歯科医院
	診療科目	一般歯科・小児歯科・矯正歯科・予防歯科
	所在地	横須賀市舟倉1-14-5
	距離及び所要時間	約1km 5分（車両使用）
	協力内容	歯科診療（訪問歯科）
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	ホームの協力医療機関または入居者が選択する医療機関において治療を受けることができます。費用については、医療保険制度で支給される以外の費用は入居者負担となります。長期に入院される場合、食費以外の利用料は通常通りのご負担となります。	

## 7 入居状況等

(2024年10月1日現在)内容最新にすること

入居者数及び定員	34人（定員 40人）	
入居者内訳	性別	男性 6人、女性 28人
	介護の要否別	自立 0人
		要介護 30人
		要介護 1 9人
要介護 2 7人		
要介護 3 3人		
要介護 4 4人		
要介護 5 5人		
要支援 4人		
(内訳) 要支援 1 1人		
要支援 2 3人		
未認定 0人		
平均年齢	89.7歳（男性 88.5歳、女性 89.3歳）	
運営懇談会の開催状況 （開催回数、設置者の役員を除く参加者数、主な議題等）	<p>開催回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営懇談会は、原則として定例会を年1回開催します。</li> <li>・定例会の他に株式会社YSナーシングと入居者のどちらか一方が必要と認められた場合は、臨時交流会を開催するものとします。</li> </ul> <p>運営懇談会の構成</p> <p>ご入居者ご本人および身元引受人の方々、『ゆうゆうassistナーシングホーム北久里浜』の管理者並びに株式会社YSナーシング・ゆうゆうassistナーシングホーム北久里浜勤務の職員により構成されます。</p>	

	<p>主な議題</p> <p>(1) 『ゆうゆうassistナーシングホーム北久里浜』の入居者の状況、入・退去の状況、要介護者等の状況、運営状況。</p> <p>(2) 入居契約書・管理規程等の諸細則の改定。</p> <p>(3) 月額利用料等の改定。</p> <p>(4) 介護サービス基準の改定。</p> <p>(5) その他特に必要と認められた事項。</p> <p>(6) 職員数・介護職員配置体制・資格保有状況の説明等。</p>
--	--

## 8 職員体制

(2024年10月1日現在)内容最新にすること

### (1) 職種別の職員数等

	職員数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (20時30～翌7時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)
		人数	うち自立対応		
従業者の内訳	管理者	1( - )	/		従業者の内訳
	生活相談員	1( - )			
	直接処遇職員	28( 5 )	21.4	—	
	介護職員	24( 1 )	19.2		
	看護職員	4( 4 )	2.2		
	機能訓練指導員	※1( 4 )	/		
	理学療法士	—( - )			
	作業療法士	—( - )			
	その他	—( - )			
	計画作成担当者	1( - )			
	医師	—( - )			
	栄養士	1( - )			
	調理員	8( 4 )			
	事務職員	2( - )			
	その他職員	2( - )			
合計	45( 13 )				

### (2) 職員の状況 内容最新にすること

管理者	他の職務との兼務				1 あり (2) なし						
	兼務に係る資格等		1 あり								
			資格等の名称								
		2 なし									
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常	常勤	非常	常勤	非常	常勤	非常	常勤	非常

		勤		勤		勤		勤		勤
前年度1年間の採用者数	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0
業務に従事した職員の経験年数に応じた人数	1年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1年以上3年未満	0	1	2	5	1	0	0	0	0
	3年以上5年未満	1	0	2	3	0	0	0	0	0
	5年以上10年未満	0	2	2	3	0	0	0	0	0
	10年以上	0	0	3	5	0	0	0	0	1
従業者の健康診断の実施状況				① あり      2 なし						

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※19	
要支援者の人数	1.0	1.0	2.0	
要介護者の人数	25.3	28.9	32.1	
指定基準上の直接処遇職員の人 数	13.5	15.1	15.1	
配置している直接処遇職員の人 数	24.0	24.0	21.4	
要支援者・要介護者の合計数 人に対する配置直接処遇職員 の人数の割合	1.1:1	1.4:1	1.4:1	
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間 170時間で除して算出			
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番	7:00	～	16:00
	日勤	9:00	～	18:00
	遅番	11:30	～	20:30
	夜勤	17:30	～	翌 9:30
	準夜勤	21:30	～	翌 9:30
	ショート	7:00	～	12:00
	入浴専門	9:30	～	16:30
	看護職員 日勤	9:00	～	18:00
	遅番	10:00	～	19:00

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	0人 ( 0人)	介護職員実務者研修修了者	0人 ( 0人)
介護福祉士	8人 ( 1人)	介護職員初任者研修修了者	11人 ( 8人)
介護支援専門員	1人 ( 0人)	資格なし	0人 ( 0人)

注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を ( ) に外数で記入する。

注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

## 9 入退居等

<p>入居者の条件（年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)</p>	<p>① 満年齢65歳以上で介護保険法における要支援認定または要介護認定を受け、施設の支援を受ければ共同生活を営むことができる心身の状況にあること</p> <p>② 満年齢65歳以上の方で入居時に身の回りの事ができる程度に健康であること</p> <p>③ 入居中の経済的な負担を負えること</p> <p>④ 身元引受人を選任できること（入居金、月々の生活費を支弁できる方）</p> <p>⑤ 必要な場合には施設の提携医により診断を受けること</p> <p>⑥ その他施設が特別の事情により入居の必要があると認めたものは、前項を適用しない。</p> <p>⑦ 伝染性疾患のない方。</p> <p>⑧ 生活保護受給者でない方。</p>
<p>身元引受人等の条件及び義務等</p>	<p>身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者が管理規程に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。</p>
<p>生活保護受給者の受入れ対応</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 可</p>
<p>施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等</p>	<p>(施設からの契約解除)</p> <p>1 入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが入居契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会的通念上著しく困難と認められる場合に、契約を解除することがあります。</p> <p>一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。</p> <p>二 前払い金方式においては、月払いの利用料その他支払を正当な理由なく3ヶ月遅滞し、かつ未払金を前払い金の未償却金額で相殺できないとき。 月払い方式においては、月払いの利用料その他支払を正当な理由なく1ヶ月以上遅滞し、かつ未払金を敷金で相殺できないとき。</p> <p>三 当社の了承を得ないまま入居者以外の第三者と同居されたとき。</p> <p>四 第三者への自室の転貸や交換、または利用権を譲渡したとき。</p> <p>五 入居契約書第20条（禁止又は制限される行為）の規程に違反したとき。</p> <p>六 入居者の行動が、他の入居者又は職員の生命に危害を及ぼし又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき。</p> <p>七 本契約締結後に反社会的勢力に該当したとき。</p>

		<p>八 24時間の医療行為が永続的に必要な状態となったとき。</p> <p>2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行いません。</p> <p>一 契約解除の通告について90日の予告期間をおく</p> <p>二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける</p> <p>三 解除通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し移転先の確保について協力する</p> <p>3 契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続きを行いません。</p> <p>一 医師等専門家の意見を聴く</p> <p>二 一定の観察期間をおく</p> <p>(入居契約者による契約解除)</p> <p>1 入居者は事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行なうことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。</p> <p>2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。</p> <p>前払い金の返還金は居室明け渡し日の翌日から起算して60日以内に返還します。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">前年度における 退居者の状況</p>	<p>退居先別の人数</p>	自宅等	1人
		社会福祉施設	2人
		医療機関	1人
		死亡者	20人
		その他	0人
	<p>生前解約の状況</p>	<p>施設側の申し出</p> <p>(解約事由の例)</p>	0人
<p>入居者側の申し出</p> <p>ご入居者様の身元引受人が県外の為、近い施設へ転居させたいと希望したことにより他施設へ転居となり解約</p>	2人		
<p>体験入居の期間及び費用負担等</p>	<p>入居者の条件を満たし、所定の健康診断書を提出された方は、原則1週間の体験入居が可能です。</p> <p>費用は、1日あたり 13,200円 (消費税込)</p> <p>介護保険は適用外となります。</p>		

入居希望者等への情報開示※20	重要事項説明書の公開	① 公開（閲覧・写し <del>交付</del> ）	2 非公開
	入居契約書の公開	① 公開（閲覧・写し <del>交付</del> ）	2 非公開
	管理規程の公開	① 公開（閲覧・写し <del>交付</del> ）	2 非公開
	財務諸表の公開	① 公開（ <del>閲覧</del> ・写し交付）	2 非公開
	事業収支計画の公開	① 公開（ <del>閲覧</del> ・写し交付）	2 非公開

## 1 1 その他

横須賀市有料老人ホーム設置運営指導指針に適合していない事項	(1) 「建物の規模及び構造設備」に関すること（あり・なし <del>①</del> ） <適合していない事項がある場合の内容>
	(2) 「建物の規模及び構造設備に関する例外」に関すること ① 適合している（代替措置） ② 適合している（将来の改善計画） ③ 適合していない
	(3) 「運営面」に関すること（あり・なし <del>①</del> ） <適合していない事項がある場合の内容>
	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出 1 あり      ② なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出不要
	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録 1 あり      ② なし

添付書類：別添1「介護サービス等の一覧表」

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名 \_\_\_\_\_ 印

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書の内容の説明を受け、これに同意をし、交付を受けました。

年 月 日 署 名 \_\_\_\_\_ 印

ゆうゆうassistant ナーシングホーム北久里浜 介護サービス等の一覧表

介護を行う場所	自立		経過的要介護・要支援Ⅰ・Ⅱ・要介護Ⅰ・Ⅱ		要介護Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
	介護居室		介護居室		介護居室	
	前払い金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、前払い金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、前払い金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
<b>介護サービス</b>						
○巡回						
・昼間 9時～17時	2時間毎＋適宜	—	2時間毎＋適宜		2時間毎＋適宜	
・夜間 17時～9時	2時間毎＋適宜	—	2時間毎＋適宜		2時間毎＋適宜	
○食事介助	—	—	一部介助		一部介助	
○排泄						
・排泄介助	—	—	一部介助		全介助	
・おむつ交換	—	—	必要に応じ就寝時 装着、起床後着脱		随時全面介助	
・おむつ代	—	—		実費徴収		実費徴収
○入浴・清拭等						
・清拭	随時	—	随時		随時	
・一般浴介助	週2回入浴時	左記以外1回 1,100円～1,650円	週2回入浴時	左記以外1回 1,100円～1,650円	週2回入浴時	左記以外1回 1,100円～1,650円
・特浴介助	身体状況に応じて 特浴対応	左記以外1回 1,100円～1,650円	身体状況に応じて 特浴対応	左記以外1回 1,100円～1,650円	身体状況に応じて 特浴対応	左記以外1回 1,100円～1,650円
○身体介助						
・体位交換	—	—	—		随時	
・居室からの移動	—	—	杖又は歩行器で移動 を介助		車椅子での移動を介助	
・衣類の着脱	—	—	必要に応じて一部介助		必要に応じて一部もしくは 全面介助	
・身だしなみ介助	—	—	必要に応じて一部介助		必要に応じて一部もしくは 全面介助	
○機能訓練	—	—	ケアプランに沿った指導		ケアプランに沿った指導	
○通院の介助	協力病院通院の 付添	左記以外の付添30分 1,100円	協力病院通院の付添	左記以外の付添30分 1,100円	協力病院通院の付添	左記以外の付添30分 1,100円
○緊急時対応・ナースコール	24時間対応		24時間対応		24時間対応	
<b>生活サービス</b>						
○家事						
・清掃	週3回	左記以外1回 1,100円	週3回	左記以外1回 1,100円	週3回	左記以外1回 1,100円
・洗濯	週3回	左記以外1回 770円	週3回	左記以外1回 770円	週3回	左記以外1回 770円
○居室配膳・下膳	必要に応じて適宜		必要に応じて適宜		必要に応じて適宜	
○理美容	出張理容(随時)	実費	出張理容(随時)	実費	出張理容(随時)	実費
○代行						
・買い物	週1回(ホーム指定日)	左記以外1回 1,100円	週1回(ホーム指定日)	左記以外1回 1,100円	週1回(ホーム指定日)	左記以外1回 1,100円
・役所手続	—	30分 1,100円	—	30分 1,100円	—	30分 1,100円
<b>健康管理サービス</b>						
・健康診断		年2回(実費)		年2回(実費)		年2回(実費)
・健康相談	随時		随時		随時	
・生活指導	必要に応じ随時		必要に応じ随時		必要に応じ随時	
・医師の往診	必要に応じ随時	医療保険制度で支給 される以外の実費	必要に応じ随時	医療保険制度で支給さ れる以外の実費	必要に応じ随時	医療保険制度で支給さ れる以外の実費
<b>入退院時、入院中のサービス</b>						
・医療費	—	医療保険制度で支給 される以外の実費	—	医療保険制度で支給さ れる以外の実費	—	医療保険制度で支給さ れる以外の実費
・付添サービス	協力医療機関へ の付添は必要に 応じて随時	協力病院以外実費	協力医療機関への付添 は必要に応じて随時	協力病院以外実費	協力医療機関への付添 は必要に応じて随時	協力病院以外実費
<b>その他サービス</b> 具体的内容、実施日については、アクティビティスケジュール等に配布します。						
・レクリエーション※1	週2～3回	材料費等は実費	週2～3回	材料費等は実費	週2～3回	材料費等は実費
・訪問系サービス※2		実費		実費		実費
・付添サービス		30分 1,100円		30分 1,100円		30分 1,100円

※1.「レクリエーション」は、書道・生け花・詩吟・体操・食事会・散策・美術鑑賞等ホームが企画し、入居者・家族のご希望に応じて提供した場合です。

※2.「訪問系サービス」は、ネイルアート・エステ・オイルマッサージ・PT理学療法等ホームが企画し、入居者・家族のご希望に応じて提供した場合です。

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 殿

## 入会申込書 兼 誓約書

## 入居者生活保証制度 加入申請書

本法人は、協会会員規程第5条に該当しておらず、入会後は貴協会の定款、倫理綱領、会員規程、会費等規則及び入居者生活保証制度加入審査等規程等を遵守することを誓約し、以下のとおり入会、入居者生活保証制度への加入・ホーム登録を申し込みます。

2024年6月24日

(法人名) 株式会社 YS ナーシング

(代表者名) 長堀 真己

※協同設置の場合はすべての法人のご記名・ご捺印が必要です。



今回申し込む会員資格 ※サービス付き高齢者向け住宅の場合は、開設前も「正会員」となります。	<input checked="" type="checkbox"/> 正会員・保証制度加入 <input type="checkbox"/> 開設前会員・保証制度加入 <input type="checkbox"/> 既会員の保証制度加入 <input type="checkbox"/> 既会員の保証制度ホーム登録  (該当するものに☑)
今回登録するホーム(住宅)の正式名称 ※行政手続き上の正式名称をご記入ください。	ゆうゆう assist ナーシングホーム横浜・長者町
添付書類 ※②の加入申請概要書は電子メールでもご送信いただけます。 アドレスは加入審査担当までお問い合わせください。	①申請書添付書類 ②入居者生活保証制度加入申請概要書 ③長期事業計画書(資金収支計画書、損益計画書) ④法人概要書(会社案内等)及び登録するホームのパンフレット等
協同設置の場合の代表法人名	(本協会会員としての権利を代表する法人名を記載してください)

## ※会員規程

(会員の不適格事項)

第5条 会員又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は会員の不適格事項とする。

- (1) 会員の役員又は個人としての会員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行中の者、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 会員又はその役員が、老人福祉法令、介護保険法令、高齢者住まい法令、その他保健・衛生・医療並びに福祉に関する法令等で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わっておらず、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 会員が、介護保険制度の指定事業を行おうとする者である場合、事業の指定の取消し処分により事業廃止の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者であるとき。
- (4) 会員が、関係法令に基づく事業運営等に関し、不正又は著しく不当な行為をしていたこと又はしていることが判明したとき。
- (5) 会員又はその役員に反社会勢力との関連があるとき。
- (6) 前各によるほか、会員又はその役員に諸法令に違反する事実が存在、又は諸法令違反に基づく行政処分を受けており、そのことが本協会の社会的信用、運営、存続に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) 過去に第1号から第6号に該当する不適格事項が存在した会員が、当該不適格事項及びこれに類する事項について十分な再発防止策を講じておらず、又はかかる再発防止策を維持していないと認められるとき。

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 殿

入会申込書兼誓約書

入居者生活保証制度加入申請書

本法人は、協会会員規程第5条に該当しておらず、入会後は貴協会の定款、倫理綱領、会員規程、会費等規則及び入居者生活保証制度加入審査等規程等を遵守することを誓約し、以下のとおり入会、入居者生活保証制度への加入・ホーム登録を申し込みます。

2024年6月24日

(法人名) 株式会社 YS ナーシング

(代表者名) 長堀 真己

※協同設置の場合はすべての法人のご記名・ご捺印が必要です。



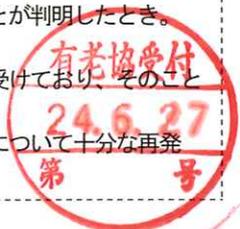
<p>今回申し込む会員資格</p> <p>※サービス付き高齢者向け住宅の場合は、開設前も「正会員」となります。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 正会員・保証制度加入</p> <p><input type="checkbox"/> 開設前会員・保証制度加入</p> <p><input type="checkbox"/> 既会員の保証制度加入</p> <p><input type="checkbox"/> 既会員の保証制度ホーム登録</p> <p>(該当するものに☑)</p>
<p>今回登録するホーム(住宅)の正式名称</p> <p>※行政手続き上の正式名称をご記入ください。</p>	<p>ゆうゆう assist ナーシングホーム北久里浜</p>
<p>添付書類</p> <p>※②の加入申請概要書は電子メールでもご送信いただけます。 アドレスは加入審査担当までお問い合わせください。</p>	<p>①申請書添付書類</p> <p>②入居者生活保証制度加入申請概要書</p> <p>③長期事業計画書(資金収支計画書、損益計画書)</p> <p>④法人概要書(会社案内等)及び登録するホームのパンフレット等</p>
<p>協同設置の場合の代表法人名</p>	<p>(本協会会員としての権利を代表する法人名を記載してください)</p>

※会員規程

(会員の不適格事項)

第5条 会員又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は会員の不適格事項とする。

- (1) 会員の役員又は個人としての会員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行中の者、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 会員又はその役員が、老人福祉法令、介護保険法令、高齢者住まい法令、その他保健・衛生・医療並びに福祉に関する法令等で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わっておらず、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 会員が、介護保険制度の指定事業を行おうとする者である場合、事業の指定の取消し処分により事業廃止の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者であるとき。
- (4) 会員が、関係法令に基づく事業運営等に関し、不正又は著しく不当な行為をしていたこと又はしていることが判明したとき。
- (5) 会員又はその役員に反社会勢力との関連があるとき。
- (6) 前各によるほか、会員又はその役員に諸法令に違反する事実が存在、又は諸法令違反に基づく行政処分を受けており、そのことが本協会の社会的信用、運営、存続に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) 過去に第1号から第6号に該当する不適格事項が存在した会員が、当該不適格事項及びこれに類する事項について十分な再発防止策を講じておらず、又はかかる再発防止策を維持していないと認められるとき。



## 入居契約書等確認シート

法人名 株式会社YSナーシング

ホーム名 ゆうゆう assist ナーシングホーム横浜・長者町

No.	契約書 項目	根拠法	適合すべき法令の内容	担当者初回確認 (指摘事項等)	担当者 修正確認
1	(共通)	景品表示法	入居契約書および重要事項説明書において指定告示に適合すること	指摘無し	
2	総則	民法 消費者契約法	賠償事由、不当免責など損害賠償規定が関係法に適合すること	指摘無し	
3	費用	老人福祉法	権利金を受領していないこと	指摘無し	
4		老人福祉法	(敷金を預かる場合) 敷金を家賃の6か月以内とすること	指摘無し	
5		老人福祉法 老福祉施規	(前払金を受領する場合) 前払金の算定根拠を書面で明示し、その償却期間や返還金計算方法等が適合すること	指摘無し	
6		老人福祉法	(前払金を受領する場合) 前払金受領時の3か月以内の契約終了条件が適合すること	指摘無し	
7		民法 借地借家法	原状回復規定が原状回復ガイドラインに適合すること	指摘無し	
8		民法	契約終了後の居室使用に伴う受領費用を、「賃料相当損害金」等の遅延損害金としていること	指摘無し	
9	連帯保証	民法	(連帯保証契約を行う場合) 連帯保証規定が法律に適合していること	指摘無し	
10	サービス	介護保険法	介護保険サービスを自由に選択できること	住宅型で登録されているが、併設事業所の介護人員が計上されていた、予算にも介護保険収入、介護人件費が計上されていた	8/15 修正 済み
初回確認年月日				2024年7月15日(担当: 大野 )	
最終確認年月日				2024年9月24日(担当: 大野 )	

※入居契約書および重要事項説明書における上記の内容について、関係法令の適合状況を確認しました。

※初回確認時の不適合事項については、修正完了確認をもって入会手続きを進めます。

## 入居契約書等確認シート

法人名 株式会社YSナーシング

ホーム名 ゆうゆう assist ナーシングホーム北久里浜

No.	契約書 項目	根拠法	適合すべき法令の内容	担当者初回確認 (指摘事項等)	担当者 修正確認
1	(共通)	景品表示法	入居契約書および重要事項説明書において指定告示に適合すること	P19 第 34 条の 7 項修正 P5 利用料、前払い方式の修正 P8 (3) 月払い方式の修正 P12 (4) 都度契約方式の修正 P14 取る	8/15 確認 済み
2	総則	民法 消費者契約法	賠償事由、不当免責など損害賠償規定が関係法に適合すること	指摘無し	
3	費用	老人福祉法	権利金を受領していないこと	指摘無し	
4		老人福祉法	(敷金を預かる場合) 敷金を家賃の6か月以内とすること	指摘無し	
5		老人福祉法 老福去施規	(前払金を受領する場合) 前払金の算定根拠を書面で明示し、その償却期間や返還金計算方法等が適合すること	指摘無し	
6		老人福祉法	(前払金を受領する場合) 前払金受領時の3か月以内の契約終了条件が適合すること	指摘無し	
7		民法 借地借家法	原状回復規定が原状回復ガイドラインに適合すること	指摘無し	
8		民法	契約終了後の居室使用に伴う受領費用を、「賃料相当損害金」等の遅延損害金としていること	指摘無し	
9	連帯保証	民法	(連帯保証契約を行う場合) 連帯保証規定が法律に適合していること	指摘無し	
10	サービス	介護保険法	介護保険サービスを自由に選択できること	指摘無し	
初回確認年月日				2024年7月15日(担当: 大野 )	
最終確認年月日				2024年9月24日(担当: 大野 )	

※入居契約書および重要事項説明書における上記の内容について、関係法令の適合状況を確認しました。

※初回確認時の不適合事項については、修正完了確認をもって入会手続きを進めます。